

福岡県公報

平成19年1月10日
第2627号

目次

告示 (第56号—第75号)

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課) 1
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課) 2
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課) 2
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課) 2
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課) 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) 3
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 5
○道路の区域の変更	(道路維持課) 5
○道路の供用の開始	(道路維持課) 5
○国土調査の成果の認証	(農地計画課) 6
○公共測量の終了	(土木管理課) 6

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 6
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 6
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 7
○道路の供用の開始	(道路維持課) 7

教育委員会

○技能教育のための施設の指定	(教育庁高校教育課) 7
----------------	--------------------

選挙管理委員会

○海区漁業調整委員会委員の解職を請求する場合の各海区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(地方課) 8
--	---------------

収用委員会

○土地収用法に基づく裁決手続の開始	(用地課) 8
-------------------	---------------

告示

福岡県告示第56号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第20条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成19年1月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

中村元三洋建設株式会社

(2) 所在地

福岡市東区箱崎ふ頭三丁目9番13号箱崎ふ頭7棟6号

(3) 代表者

代表取締役 中村 正鎧

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成18年12月 8 日

4 処分の理由

事業者が、平成18年11月21日付けで、福岡市長から産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消されたため、法第14条第5項第2号イに掲げる法第7条第5項第4号ニに該当したことにより、法第14条の3の2第1項第1号に該当するに至ったため。

福岡県告示第57号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第20条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成19年1月10日

福岡県知事 麻 生 渡

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

株式会社川島土木運輸

(2) 所在地

福岡市東区松田一丁目 4 番17号

(3) 代表者

代表取締役 川島 正男

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成18年12月 8 日

4 処分の理由

事業者が、平成18年11月24日付けで、福岡市長から産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消されたため、法第14条第5項第2号イに掲げる法第7条第5項第4号ニに該当したことにより、法第14条の3の2第1項第1号に該当するに至ったため。

福岡県告示第58号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第20条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成19年1月10日

福岡県知事 麻 生 渡

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

株式会社モト建創工

(2) 所在地

福岡市東区松崎一丁目 5 番 4 号

(3) 代表者

代表取締役 木本 在寛

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成18年12月 8 日

4 処分の理由

事業者が、平成18年11月24日付けで、福岡市長から産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消されたため、法第14条第5項第2号イに掲げる法第7条第5項第4号ニに該当したことにより、法第14条の3の2第1項第1号に該当するに至ったため。

福岡県告示第59号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第20条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成19年1月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

株式会社平山産業建設

(2) 所在地

福岡市東区名島一丁目5番24

(3) 代表者

代表取締役 平山 信之

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成18年12月8日

4 処分の理由

事業者が、平成18年11月24日付けで、福岡市長から産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消されたため、法第14条第5項第2号イに掲げる法第7条第5項第4号ニに該当したことにより、法第14条の3の2第1項第1号に該当するに至ったため。

福岡県告示第60号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年1月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成18年12月18日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サンコーペット&グリーン福岡東店

(2) 所在地 福岡県糟屋郡志免町田富一丁目1番1号

3 大規模小売店舗の名称

変更前
ホームセンターメイト志免店

変更後
サンコーペット&グリーン福岡東店

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社日進クリエート 代表取締役社長 福島信昭 福岡県筑紫郡那珂川町道善五丁目14番	株式会社ホームセンターサンコー 代表取締役社長 中山耕吉 熊本県熊本市東町二丁目1番15号

福岡県告示第61号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年1月10日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)

朝倉	一般国道	386号	前	朝倉市杷木志波428番3先から 同市杷木志波429番1先まで	8.0 ～ 9.3	21.0
			後	同上	9.1 ～ 9.3	21.0
朝倉	県道	甘木朝倉線 田主丸	前	朝倉市田中97番先から 同市田中96番先まで	15.6 ～ 17.4	16.4
			後	同上	14.6 ～ 16.6	16.4

福岡県告示第62号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年1月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年12月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人九州グリーンエネルギー

(2) 代表者の氏名

加賀田 詳二

(3) 主たる事務所の所在地

福岡市城南区東油山4丁目3番3-206号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、循環型社会の構築を目指して、市民や地域が主体となった省エネルギー活動を推進し、再生可能な自然エネルギーの普及、促進、及びそのために必要な社会的制度、政策の提言と実現を図ることをもって、社会全体の利益の増進と地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

ギー活動を推進し、再生可能な自然エネルギーの普及、促進、及びそのために必要な社会的制度、政策の提言と実現を図ることをもって、社会全体の利益の増進と地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

福岡県告示第63号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年1月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

太宰府市高雄一丁目3710番8

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

太宰府市高雄一丁目3710番地3

永江 紀子

福岡県告示第64号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年1月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡粕屋町大字仲原字下京塚1093-7 及び1093-9

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡粕屋町大字仲原2638番地1 グラン・イーコート402号

新恵 竜二

福岡県告示第65号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年1月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫郡那珂川町大字安徳字龍頭43番6及び59番4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

春日市下白水北6丁目148番地

柴田 哲

福岡県告示第66号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年1月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市塔原西2丁目637番1、637番8、637番10、637番12、649番2及び649番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

筑紫野市塔原西2丁目10番25号

道永 照夫

福岡県告示第67号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年1月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

前原市大字荻浦字下新開514番3、516番1、516番5から516番13まで、及び516番

1地先水路の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

東京都練馬区石神井町二丁目26番11号

一建設株式会社 代表取締役 小泉 公善

福岡県告示第68号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年1月10日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
田川 県道	金夏伊田吉線	田	前	田川郡福智町伊方3634番2先から同郡同町伊方3493番10先まで	12.0 ～ 27.0	233.0
			後	同上	12.0 ～ 27.0	233.0
			後	同上	12.0 ～ 31.5	238.0

福岡県告示第69号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年1月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年1月10日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	金田夏吉線伊田	田川郡福智町伊方3634番2先から 同郡同町伊方3493番10先まで

福岡県告示第70号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成19年1月10日

福岡県知事 麻生 渡

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
柳川市	平成14年度から平成18年度まで	地籍図及び地籍簿	久々原、田脇、古賀、南浜武、昭南町の各一部	平成18年12月20日
小郡市	平成17年度から平成18年度まで	地籍図及び地籍簿	二森の一部	平成18年12月20日
春日市	平成16年度から平成18年度まで	地籍図及び地籍簿	上白水、白水ヶ丘、昇町、下白水南の各一部	平成18年12月20日
宮若市	平成15年度から平成17年度まで	地籍図及び地籍簿	鞍手郡宮田町大字上有木の一部	平成18年12月20日
田川郡添田町	平成15年度から平成17年度まで	地籍図及び地籍簿	大字添田の一部	平成18年12月20日

福岡県告示第71号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年1月10日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉北・戸畠区	平成18年11月30日

福岡県告示第72号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年1月10日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
大野城市旭ヶ丘2丁目752番2、752番8から752番15まで及び752番16
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
大野城市白木原2丁目1番10号
株式会社 小笠原 代表取締役 小笠原 正博

福岡県告示第73号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年1月10日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年12月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
 (変更前) 特定非営利活動法人玄海ライフセービングシステムズ
 (変更後) 特定非営利活動法人玄海ライフセービングクラブ
- (2) 代表者の氏名
 前田 勇人
- (3) 主たる事務所の所在地
 福岡県北九州市小倉北区黄金一丁目1-27
- (4) 定款に記載された目的
 この法人は、全ての地域住民に対して、海岸をはじめ水辺での監視・救助活動と安全教育及び環境教育を行い、安全・安心な地域社会の構築を図り、広く公益に貢献する事を目的とする。

福岡県告示第74号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年1月10日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
 平成18年12月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
 特定非営利活動法人あじさい
 - (2) 代表者の氏名
 内山 紘介
 - (3) 主たる事務所の所在地
 福岡県北九州市若松区東畑町1番6号
 - (4) 定款に記載された目的
 (変更前) この法人は、地域で生活する介護・援助が必要な障害者やその家族、

その他援助を必要とする人々に対して、障害者小規模共同作業所運営事業などの地域社会に根ざしたサービス提供に関する事業を行い、地域社会における障害者福祉の向上に寄与することを目的とする。

(変更後) この法人は、地域で生活する介護・援助が必要な障害者やその家族、その他援助を必要とする人々に対して、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業などの地域社会に根ざしたサービス提供に関する事業を行い、地域社会における障害者福祉の向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第75号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年1月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年1月10日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	荒木線 停車場	久留米市荒木町荒木1200番1先から 同市荒木町荒木1835番10先まで

教育委員会**福岡県教育委員会告示第3号**

学校教育法（昭和22年法律第26号）第45条の2の規定による技能教育のための施設として、平成18年12月22日付けで指定したので、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第33条の3の規定により次のように告示する。

平成19年1月10日

福岡県教育委員会

- 1 技能教育のための施設の名称
 九国高等学院

(飯塚市新立岩4番4号クレインビル6階)

2 連携措置をとろうとする高等学校の名称

星槎国際高等学校 普通科

(芦別市緑泉町5番12)

3 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
ビジネス基礎	ビジネス基礎
情報処理	情報処理
課題研究	課題研究

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項の規定に基づく海区漁業調整委員会委員の解職を請求する場合の各海区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成18年12月5日確定の海区漁業調整委員会選挙人名簿により、次のようになった。

平成19年1月10日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

海区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
福岡県豊前海区	609
筑前海区	1,559
福岡県有明海区	1,492

収用委員会

福岡県収用委員会告示第9号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成19年1月10日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道208号改築工事（有明海沿岸道路「高田大和バイパス及び大川バイパス」新設工事）及びこれに伴う附帯工事並びに市道及び農業用水路付帯工事

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地 番	地 目	地 積〔()は公簿地積〕
福岡県大川市大字坂井字東得丸	846番	田	828.40 (753) 平方メートルのうち 収用しようとする土地の面積780.76 平方メートル、使用しようとする土 地の面積14.39平方メートル

（注）地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地調書に基づくものである。

4 土地所有者の氏名及び住所

登記名義人坂井義治の相続人

坂井 恵美子

福岡県三池郡高田町大字原899番地43

坂井 信公

福岡県三池郡高田町大字原899番地43

川口 裕征

福岡県柳川市三橋町蒲船津1104番地

末次 範子

福岡県久留米市青峰3丁目13番2322号

山下 賢子

福岡県福岡市西区周船寺3丁目17番22-208号

5 土地に関する権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成18年12月22日

発行 福岡市博多区東公園七番七号
(総務部行政経営企画課)

販印 売刷 九州福岡市博多区東比恵二丁目九番一
号 チュエック株式会社

定価 一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)